

令和4年第9回

美里町農業委員会総会議事録

第9回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和4年9月26日(月) 午前9時30分から午前9時54分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(15名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	6番	後藤 幸太郎	7番	小野 保裕
8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子	10番	遊佐 恭一
11番	澁谷 正行	12番	久道 雄悦	13番	尾形 司
14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿	16番	伊藤 恵子

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 非農地証明願について

5 議 事

第1号議案 農用地利用集積計画書審議について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 高橋 博喜

事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	<p>ただいまより令和4年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより令和4年第9回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。6番後藤幸太郎委員、7番小野保裕委員をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1番、農家相談日について、9月2日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。</p>
久道雄悦委員	<p>9月2日の日に遠見職務代理人、尾形委員と私、久道が受付しておりましたが、相談はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、報告事項2番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>また、9月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p> <p>初めに、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き、農地調査委員会の担当委員による調査結果についての報告をお願いいたします。</p>
渡邊雅光委員	<p>農地調査委員会よりご報告を申し上げます。</p> <p>調査委員会は、今月は事務局から高橋局長、野田次長、そして伊藤会長、遠見会長職務代理人、それから担当委員の鈴木委員と委員長である私、渡邊の2名が担当し、計6名で9月14日に現地調査を行いました。</p> <p>非農地証明願の番号11番につきましては、●●字●●に位置し</p>

ております。

申請地は地目が畑ですが、長年20年以上居住用建物及び倉庫の敷地として使用してきたものです。現在も同様に非農地の状態であることを確認いたしましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、議事に入ります。

続きまして、第1号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第1号議案、農用地利用集積計画書審議については全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、9月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

渡邊雅光委員

農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、農地調査委員会の調査結果についての意見を報告申し上げます。

議案番号15番については、●●字●●に位置しており、転用目

的は、太陽光発電設備の設置です。上下水道管が埋設された道路の沿道にあり、概ね500メートル以内に小牛田中学校、こごた幼稚園の2つの教育施設があることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず許可相当と判断いたします。

議案番号16番につきましては、字●●に位置しており、転用目的は整骨院建築です。都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず許可相当と判断いたします。

議案番号17番につきましては、字●●に位置しており、転用目的は宅地造成です。都市計画用途地域区域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず許可相当と判断いたします。

以上、3件につきまして委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ありませんか。

鈴木幸博委員

3番鈴木です。17番の案件について、対価等で総額約1,750万円、うち用地費が1,400万円、用地が物凄く高いと思うんですが、1,400万円で間違いないかどうかの確認をお願いいたします。

事務局

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの1,748万7千円の内訳につきましては、用地費が1,400万円、造成費が348万7千円でございますので、間違いではありません。

鈴木幸博委員

ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第9回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名 委員
議席 6 番

署名 委員
議席 7 番